

平成 27 年（2015 年）10 月 28 日

豊中市教育長
大 源 文 造 様

豊中市学校教育審議会
会 長 山 本 智 也

東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区域の変更について（答申）

平成 27 年（2015 年）10 月 28 日付で諮問された東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区域の変更について、次のとおり答申する。

記

原案を妥当と認める。

【附帯事項】

ただし、今回の通学区域変更に伴い、第九中学校の良好な教育環境に留意されたい。

豊 教 学 第 1107 号
平成 27 年（2015 年）10 月 28 日

豊中市学校教育審議会 会長 様

豊中市教育長 大 源 文 造

東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区域の変更について（諮問）

東泉丘小学校における学校規模と通学区域に関する課題を解消するため、下記のとおり通学区域を変更することについて、貴会のご意見をお諮りします。

記

1. 通学区域を変更する理由

- (1) 東泉丘小学校は、平成 26 年度（2014 年度）に作成した将来推計において、近い将来、明確に教室不足が見込まれたため、具体的な対応方策の検討に着手し、隣接校である南丘小学校との通学区域の変更により対応することとした。
- (2) 分割校をこれ以上増やすことなく、その解消をめざすという今後の通学区域の再編の原則を踏まえて、上記（1）に伴い、中学校の通学区域の一部を変更する。

2. 通学区域の変更案について

(1) 新千里南町 3 丁目の指定校の変更

現行	変更後	変更時期	変更方法
東泉丘小学校	南丘小学校	平成 29 年（2017 年） 4 月 1 日	1 学年から 5 学年を 同時に変更
第十五中学校	第九中学校	平成 31 年（2019 年） 4 月 1 日	1 学年ずつ順次変更

(2) 東泉丘 2 丁目の指定校の変更

現行	変更後	変更時期	変更方法
第十五中学校	第十七中学校	平成 31 年（2019 年） 4 月 1 日	1 学年ずつ順次変更